

令和2年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,125千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,516,451千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		56,376,962	△11,643	56,365,319
	2 国庫補助金	21,626,900	△11,643	21,615,257
7 繰入金		10,905,023	△3,451	10,901,572
	1 一般会計繰入金	10,545,023	△3,451	10,541,572
9 諸収入		24,611	△31	24,580
	4 雑入	13,200	△31	13,169
歳入合計		174,531,576	△15,125	174,516,451

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		104,691	△3,451	101,240
	1 総 務 管 理 費	79,835	△3,451	76,384
9 保 健 事 業 費		28,379	△11,674	16,705
	1 保 健 事 業 費	28,379	△11,674	16,705
歳 出 合 計		174,531,576	△15,125	174,516,451

令和2年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額19,810,744千円のうちで、歳入を補正する。

2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		9,600,092	△69,295	9,530,797
	1 一般会計繰入金	9,600,092	△69,295	9,530,797
5 繰越金		1	69,295	69,296
	1 繰越金	1	69,295	69,296
歳入合計		19,810,744	0	19,810,744

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 小名浜港港湾整備事業費			2,513,670
	1 ふ頭埋立造成費		2,513,670
		ふ頭埋立造成費	2,513,670
合	計		2,513,670

令和2年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 流域下水道事業収益	6,811,047千円	158,813千円	6,969,860千円
第1項 営業収益	4,371,692千円	266千円	4,371,958千円
第2項 営業外収益	2,436,999千円	158,547千円	2,595,546千円
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	8,458,552千円	158,813千円	8,617,365千円
第1項 営業費用	7,728,589千円	317千円	7,728,906千円
第2項 営業外費用	227,605千円	158,496千円	386,101千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額299,299千円は、当年度分損益勘定留保資金299,299千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
-----	-------	-------	---

収 入

第1款 資本的収入	2,565,185千円	9,476,750千円	12,041,935千円
第1項 企業債	464,300千円	1,669,400千円	2,133,700千円
第2項 補助金	967,400千円	6,314,700千円	7,282,100千円
第4項 負担金等	309,179千円	1,492,650千円	1,801,829千円

支 出

第1款 資本的支出	2,864,484千円	9,476,750千円	12,341,234千円
第1項 建設改良費	1,651,903千円	9,476,750千円	11,128,653千円

(特例的収入及び支出)

第3条の2 予算第4条の2中「547,354千円」を「667,460千円」に、「1,354,579千円」を「2,161,634千円」に改める。

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
建設改良費	464,300千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後にお	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	
		2 借入資金 政府資金その他			



いては、当該見直し後の利率)

起債の目的	限度額	補正	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	2,133,700千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	221,309千円	414千円	221,723千円

令和2年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
支出			
第1款 工業用水道事業費用	2,892,466千円	△6,769千円	2,885,697千円
第1項 営業費用	2,738,210千円	△6,769千円	2,731,441千円

（資本的支出の補正）

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額670,863千円は、過年度分損益勘定留保資金596,498千円及び当年度分損益勘定留保資金74,365千円で補填するものとする。）。

科目	既決予定額	補正予定額	計
支出			
第1款 資本的支出	2,338,767千円	61千円	2,338,828千円
第1項 建設改良費	1,871,013千円	61千円	1,871,074千円

（継続費の補正）

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり追加する。

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
1	資本的支出	1 建設改良費	330,000千円	導水管布設（複線化）工事	令和2年度	0千円
				令和3年度	280,000千円	
				令和4年度	50,000千円	

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	276,191千円	^6,998千円	269,193千円

令和2年度福島県地域開発事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 地域開発事業費用	1,020,412千円	△12,898千円	1,007,514千円
第1項 営業費用	696,711千円	△12,898千円	683,813千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	65,633千円	△13,198千円	52,435千円

令和2年度福島県立病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度福島県立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業収益	7,574,362千円	535,021千円	8,109,383千円
第1項 医業収益	3,148,603千円	3,092千円	3,151,695千円
第2項 医業外収益	4,424,147千円	463,059千円	4,887,206千円
第3項 特別利益	1,612千円	68,870千円	70,482千円
支 出			
第1款 病院事業費用	7,624,407千円	△67,316千円	7,557,091千円
第1項 医業費用	7,198,070千円	△136,186千円	7,061,884千円
第3項 特別損失	223,641千円	68,870千円	292,511千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
-----	-------	-------	---

収 入

第1款 資本的収入	5,232,258千円	28,111千円	5,260,369千円
第3項 補助金	467,072千円	22,386千円	489,458千円
第4項 県立病院施設整備基金繰入金	28,225千円	5,725千円	33,950千円

支 出

第1款 資本的支出	5,205,914千円	28,111千円	5,234,025千円
第1項 建設改良費	4,354,581千円	28,111千円	4,382,692千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	3,911,976千円	△169,683千円	3,742,293千円